

第4号議案

件 名	栃木県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
提案理由等	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の公布に伴い、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定める必要があるため、別紙のとおり栃木県教育職員免許状再授与審査会規則を定めるものである。

栃木県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

教育委員会事務局義務教育課

1 制定の趣旨

現行の教育職員免許法では、不祥事等を起こし、教育職員免許状（以下、「免許状」という。）が失効した場合、一定の期間（懲戒免職処分による失効の場合は3年）が経過すれば、形式的な確認で免許状を再授与しなければならない仕組みとなっており、これを改めるため、令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」が公布され、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効となった者に対し、再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

これを受け、栃木県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するものである。

2 制定の内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) 趣旨に係る規定（第1条） | 規則で定める事項 |
| (2) 組織に係る規定（第2条） | 委員の数 |
| (3) 委員に係る規定（第3条） | 委員の構成、守秘義務 |
| (4) 会議に係る規定（第4条） | 招集権者、会議の非公開、利害関係を有する委員の除斥、委員以外の者への意見聴取 |
| (5) 庶務に係る規定（第5条） | 庶務を処理する部署 |
| (6) 委任（第6条） | 会長への委任 |

3 施行期日

令和7年4月1日

4 参考

省令において定められている内容及び県規則において定める内容は、次のとおり。

(1) 組織に関すること

	内 容	省 令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の服務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内 容	省 令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	出席委員の過半数で議決（可否同数のときは、会長が決定） ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致（議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意）	○	
会議の公開	非公開		○
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○
参 考 人	委員以外の者への意見聴取可		○
会の庶務	庶務を処理する部署		○
委 任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める		○

栃木県教育職員免許状再授与審査会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、栃木県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、栃木県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、栃木県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。